環廃対発第 1307121 号 環廃産発第 1307122 号 平成 2 5 年 7 月 1 2 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の推進について

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

事故由来放射性物質(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)第1条に規定する事故由来放射性物質をいう。以下同じ。)により汚染された廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づく関係政省令及び関係告示により、安全に処理するための基準等が整備されている。

また、その処理に当たっての留意事項については、「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について」(平成 24 年 1 月 20 日付け環廃対発第 120120001 号及び環廃産発第 120120001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長通知。以下「前回通知」という。)により通知されたところである。

今般、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について下記の とおり通知するので、放射性物質汚染対処特措法の適切な運用と事故由来放射性物質に 汚染された廃棄物の円滑な処理が図られるようお願いするとともに、貴管内市町村等に 対する周知徹底をお願いする。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技

術的な助言であることを申し添える。

記

1 本通知の位置づけ

本通知は、前回通知を踏まえた上で、放射能濃度(セシウム 134 とセシウム 137 の合計値をいう。以下同じ。)が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物について、放射性物質汚染対処特措法の趣旨等を踏まえて適切な対処をされるよう、改めてお願いすることを趣旨とするものである。

2 8,000Bq/kg 以下の焼却灰の一時保管の状況について

環境省では、「事故由来放射性物質により汚染された一般廃棄物焼却灰等の保管状況の調査について(依頼)」(平成24年11月30日付け環廃対発第121130300号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)に基づき、1都9県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県及び新潟県)を対象に、事故由来放射性物質に汚染された一般廃棄物焼却灰等の保管状況の調査を実施している。この調査結果によれば、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の焼却灰が一時保管されているのは1都9県の焼却施設の約1/8である。多くの焼却施設においては、前回通知を発出した時と比較して、廃棄物中に含まれる放射能濃度が減衰したこと等物理的状況が変化したことや、8,000Bq/kg以下の廃棄物を受け入れていただいている廃棄物処理業者、最終処分場の管理者等のご尽力により、適正な処分が進んでいる。

一方で、一部の焼却施設においては、焼却灰の処分について周辺地域の理解が得られないこと、廃棄物処理業者や自治体が独自に設定した一定濃度以上の廃棄物の搬入を拒否すること、自治体が廃棄物処理業者に対して一定濃度以上の廃棄物を取り扱わないよう指導すること等により、焼却灰の保管が長期間継続している状況にある。また、これらの施設では、新たに生じた焼却灰を保管することによりその保管量は増加する傾向にある。

3 最終処分場のモニタリングについて

特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処分の用に供され、又は供された最終処分場については、放射性物質汚染対処特措法施行規則第33条又は第35条に基づき、放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の事故由来放射性物質の3月間の平均濃度について、次の式により算出した値が1を超えないようにすることとされている。

この濃度限度は、同一人が 0 歳児から 70 歳になるまでの間、当該濃度の放射性物質を含む水を摂取し続けたとしても、被ばく線量が一般公衆の許容値(1 mSv/年)以下となる濃度として設定されたものである。

特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処分の用に供され、又は供された最終処分場以外の最終処分場においても、自主的に放流水の放射能濃度のモニタリングを行っている場合には、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分に係る放流水の安全性について、上述の濃度限度の考え方に準じて評価することは可能である。環境省で把握している放射性物質汚染対処特措法施行後の一般廃棄物最終処分場のモニタリング結果等によれば、上述の濃度限度を超過した事例は報告されていない。また、放流水は約9割、周縁地下水はほぼ全ての検体が検出下限値未満である。

- 4 事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理について
- 2. で述べたように、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法の趣旨等を踏まえて適切に処分されているところが多くある一方、一部の焼却施設では、保管が長期間継続している状況にある。当該廃棄物を長期間保管する場合、最終処分先が確保できない廃棄物の保管が排出者の大きな負担になるだけでなく、これらの処分が滞ることにより、市町村等の一般廃棄物処理、上下水・工業用水道事業や農業生産活動への影響も懸念される。

これについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に おける廃棄物の処理責任に基づき、速やかに処分を進めることが適切である。処分を進 めるに当たって、科学的根拠に基づいた放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の最終 処分に係る安全性について周辺住民、廃棄物処理業者等の理解を得る際に、最終処分場 における放流水等の放射能濃度等のモニタリング結果も活用することができる。

放射能濃度が 8,000Bq/kg以下の廃棄物について、独自に設定した一定濃度以上の廃棄物又は特定一般廃棄物若しくは特定産業廃棄物を区域内に搬入することを制限したり、廃棄物処理業者に対して取扱いの禁止を指導するようなことは、科学的にも法的にも根拠のないものである。このような適切な処分を否定するような対応は、処理の安全性に疑問を呈する風評の原因となるものであり、結果的に 8,000Bq/kg 以下の廃棄物全体の処理を遅らせるものであることから、このような制限や指導を行わないよう徹底されたい。特に、8,000Bq/kg 以下の廃棄物の委託処理が行われる場合においては、適切な対処がなされるよう重ねてお願いする。